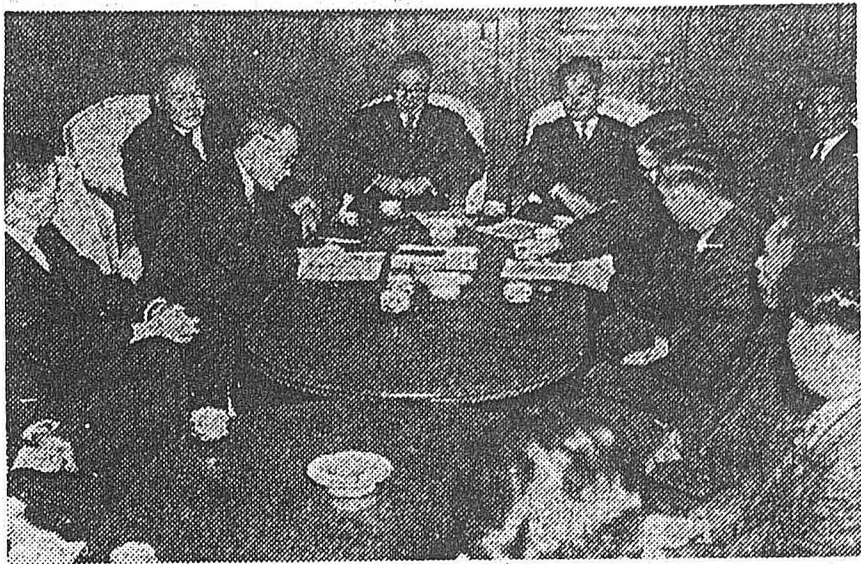




県漁連と新日窒の正式契約調印式＝左側が吉岡新日窒社長、右側が村上県漁連会長

告訴を取り下げる

水俣病補償、契約書に調印

水俣病問題の紛争調停受託にもとづく契約書の調印式は、二十五日午前十時半から熊本県庁知事応接室に吉岡新日窒社長と村上県漁連会長、それに立会い人として水俣病紛争調停委員会の寺本知事、岩尾県議会議長、河津県町村会長、伊豆熊日常任顧問、中村水俣市長（欠席）が出席して行なわれた。これで新日窒と県漁連の間に正式に債権債務が発生したが、そのさい会社側は円満解決の趣旨にそつ

てさる十月の漁民乱入事件の告訴を取り下げることを約束した。

契約書はさる十七日受託された調停案と同じく漁業補償三千五百万円、漁民の立ち上がり融資六千五百万円の支払いなどを内容とするものだが、調印にさき立って寺本知事はさる十月十七日の漁民騒動で会社側が住居侵入、暴力行為などを理屈に漁民七人を告訴したのを取り下げるよう要望、会社側もこれを受承した。

調停委員会はこれで重荷をおろしたわけだが、患者補償が最終的に片づいていないため当分存続される。補償金は肥後銀行を通じて二十八日ごろ末端漁民の手元に届く予定である。